



合集を除く。) の持込みを許可する。

4 受験手続

受験希望者は、次に掲げる書類を提出すること。

1 受験票(所定の用紙)

2 受験申込書(所定の用紙)

3 写真(受験前六月以内に無帽で正面に上半身を撮影した縦5.5センチメートル、横4センチメートルのものとし裏面に撮影年月日及び氏名を明記すること。)

「注」受験票及び受験申込書を必要とするときは、返信用切手を同封、受験申込受付場所に請求すること。

5 受験手数料

五百円の鳥取県収入証紙(もよりの山陰合同銀行本、支店又は鳥取県収入証紙小売さばき所から購入すること。)を受験申込書にはりつけ、消印しないこと。

6 受験申込みの受付期間

昭和38年5月15日から5月25日まで(当日の消印ある

ものは、有効)

7 受験申込みの受付場所

鳥取市東町一丁目 鳥取県土木部建築課

倉吉市巣城

倉吉土木出張所

米子市久米町 米子土木出張所

8 合格者の発表 昭和38年7月30日の予定

監理官印四十日後川謹誠  
発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
監理所 鳥取県鳥取市栗谷町  
(記載 1番 丹波 1100丁(配達請求))